

入札監理小委員会における審議の結果報告

自動車検査独立行政法人 自動車検査用機械器具の保守管理業務

昨年 9 月 25 日の監理委員会において民間競争入札実施要項の付議を行った自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の自動車検査用機械器具の保守管理業務については、入札手続の結果、不落となったため、検査法人は民間事業者へのヒアリング等を通じ、再度入札公告に向けた見直しを行った。

入札監理小委員会では、検査法人の見直しに基づいた実施要項修正案の審議を行ったところ、その結果を報告する。

1. 本件業務の内容について

本件は、自動車検査独立行政法人において行われている、自動車検査場における自動車の検査業務に必要な自動車検査用機械器具の保守管理業務である。

昨年 9 月 25 日の監理委員会において民間競争入札実施要項の付議がされた際には、具体的には以下の業務が対象とされていた。

- ・自動車検査機器の定期点検
- ・自動車検査機器の校正
- ・重量計の定期検査
- ・自動車検査機器の修繕
- ・自動車検査機器関係消耗品の供給

2. 入札の経緯

平成 20 年 10 月に初回の入札を行ったところ、1 グループより入札書等の提出があったが、入札参加資格を満たさず無効となったため、12 月に再度の入札公告を行った。その結果、1 グループが入札に参加した。しかし、3 回入札を実施したが予定価格を上回り、不落となった。

3 . 検査法人による民間事業者へのヒアリング

検査法人からは、以下の説明があった。

「再度の入札に応札した事業者から入札価格の考え方について聴取したところ以下の理由等から、全ての業務について損失を生じる可能性がないように経費を積算した結果、予定価格を上回ったと考えられる。

- ・修繕及び消耗品供給については、発生件数や内容の予測が難しいため、従来に比べ大幅に増加する可能性も考慮し上限の費用を算定した。

また、応札の可能性があると考えて情報提供を行った複数の事業者より、応札しなかった理由を聴取したところ、主な理由は、現在の体制・知識・技術力で全ての業務（特に修繕）に対応することは困難ということであった。」

4 . 実施要項修正案の審議

【論点】

検査法人の実施要項修正案では、民間事業者からのヒアリングに基づき、「自動車検査機器の修繕」、「自動車検査機器関係消耗品の供給」の業務を委託の範囲から外すこととしているが、妥当か。

【対応】

ヒアリング結果を踏まえると、入札参加者確保の観点からやむを得ないと考えられるため、検査法人案どおりに修正を行うこととした。

以 上